

病気・ケガによる入院・手術に一生涯総合的に備えたい方へ

### 特長

病気やケガによる  
入院・手術を総合的に  
一生涯カバー

短期の入院も、  
長期の入院もカバー\*  
※長期入院時一時金給付特約

入院の有無に関わらず  
手術をしっかりカバー\*  
※I型の場合

### しくみ図

**契約例** 満 25 歳の方が、保険料払込期間が終身の終身医療保険(無解約返戻金型) I 型に、健康祝金特則、先進医療特約、3 大疾病保険料払込免除特約、長期入院時一時金給付特約、入院時一時金給付特約(15)、女性疾病入院特約を付加した場合

終身医療保険(無解約返戻金型) I 型、健康祝金特則、先進医療特約、3 大疾病保険料払込免除特約(急性心筋梗塞、脳卒中による保険料の払込みの免除)、長期入院時一時金給付特約、入院時一時金給付特約(15)、女性疾病入院特約の責任開始期(保障開始)

3 大疾病保険料払込免除特約(悪性新生物による保険料の払込みの免除)の責任開始期(保障開始)



一生涯の保障となります。

保険期間・保険料払込期間 終身

申込日 契約日 25歳(契約年齢)

## 保障内容

主 契 約	終身医療保険 (無解約返戻金型)	保険料払込期間	60歳満了	65歳満了	終身
保 険 期 間	終身	契 約 可 能 年 齢	満20歳～満50歳	満20歳～満55歳	満20歳～満69歳
解 約 返 戻 金	なし	配 当 金	なし		

### 保険契約の型

	疾病入院給付金	災害入院給付金	手術給付金
I型	○	○	○
II型	○	○	×

ご契約時に、I型、II型のいずれかをご選択いただけます。  
 なお、ご契約後に型を変更することはできません。  
 (○:保障あり、×:保障なし)

このような場合にお支払いします		お支払いする給付金	
基本保障	病気・ケガにより入院したとき	疾病・災害入院給付金※1	1入院:60日まで、 通算:1,095日まで 1日につき <b>5,000円～1万5,000円</b> (1,000円単位で設定できます)
	手術を受けたとき (I型のみ)	手術給付金	回数無制限※2 入院し手術した場合: 1回につき <b>5万円～15万円</b> (入院給付金日額の10倍) 入院せず手術した場合: 1回につき <b>2万5,000円～7万5,000円</b> (入院給付金日額の5倍)
	死亡したとき (歳満了のみ) ※3	死亡給付金	<b>5万円～15万円</b> (入院給付金日額の10倍)
特 則	3年間給付金等をお受け取りにならなかったとき	健康祝金 [健康祝金特則]	3年ごとに1回 <b>5万円</b>
特 約	先進医療による療養を受けたとき (2年以内の白内障を除く) ※4	先進医療給付金 [先進医療特約] 先進医療一時金 [先進医療特約]	通算 <b>2,000万円</b> まで 60日間に1回 1回につき <b>技術料の実費</b> <b>10万円</b>
	3大疾病により入院したとき ※5	[3大疾病保険料払込免除特約]	<b>以後の保険料の払込みを免除します</b>
	入院日数が61日に達したとき	疾病・災害長期入院時一時金 [長期入院時一時金給付特約]	1回につき <b>50万円</b>
	病気・ケガにより入院したとき	疾病・災害入院時一時金 [入院時一時金給付特約 (15)]	1年間に2回の入院まで 1回につき <b>5万円</b>
	がん・女性特有の病気で入院したとき	女性疾病入院給付金 [女性疾病入院特約]	1入院:60日まで、 通算:1,095日まで 1日につき <b>5,000円～1万5,000円</b> (入院給付金日額と同額)

手術給付金対象手術	対象手術:約1,000種 ●責任開始期より1年間支払対象外となる手術:痔瘻、痔核、脱肛手術など ●保険期間を通じて支払対象外となる手術:創傷処理など ※詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。
-----------	--

保険料の払込み※6	払込方法:月払 決済方法:口座振替またはクレジットカード払 ※いずれも、ご本人さま名義のものに限ります。 払込免除について:所定の高度障害状態または不慮の事故によって所定の障害状態になった場合、その後の保険料の払込みを免除します。
-----------	---

- ※1 災害入院給付金のお支払いは、不慮の事故でケガをした日から180日以内に入院したときに限ります。  
 ※2 一部の手術については60日間に1回のお支払いを限度とします。また、一部の手術については、連続して2日以上受けた時でも、2日目以降はお支払いの対象になりません。また、手術の種類により、責任開始期より1年間、または保険期間を通じてお支払いの対象にならない場合があります。  
 ※3 保険料払込期間満了後に死亡したとき、死亡給付金をお支払いいたします。  
 ※4 この特約の先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、厚生労働大臣が定める医療機関で行われるものに限り、先進医療の種類や医療機関は随時見直し、療養を受けた日に先進医療に該当するものが給付の対象となります。ただし、白内障の治療を目的とした療養については、責任開始期から2年間は保障の対象外となります。先進医療を保障する特約は、被保険者1人につき、通算して1特約のみご契約いただけます。先進医療特約をすでにお申込みまたはご契約いただいている場合には、新たにお申込みいただく契約にこの特約を付加することはできません。がん保険 (定期型)、がん保険 (終身型) に付加することのできるがん先進医療特約をすでにご契約いただいている場合には、先進医療特約のお申込みを当社が承諾した時点で、がん先進医療特約は解約され、先進医療特約の保障が開始されます。また、先進医療一時金は60日間に1回のお支払いを限度とします。  
 ※5 3大疾病保険料払込免除特約の、悪性新生物による保険料の払込みの免除については、保険契約のお申込みまたは告知のいずれか遅い時点 (主契約の責任開始期) の属する日からその日を含めて91日目に保障が開始されます (悪性新生物による保険料の払込みの免除の責任開始)。悪性新生物による保険料の払込みの免除の責任開始期の属する日の前日までに悪性新生物と診断確定された場合には、保険料の払込みを免除いたしません。この場合、診断確定された日からその日を含めて180日以内に契約者からお申出があったときは、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。  
 ※6 契約時の保険料は契約日 (原則として責任開始期の属する月の翌月1日) 時点の満年齢 (契約年齢といえます) で計算されます。保険料は被保険者の年齢・申込プランによって異なります。詳しくは保険料見積もりでご試算ください。

本資料では保険商品の概要を説明しています。保険商品の詳細につきましては、「重要事項説明書 / ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社



〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-4 KDX麹町ビル8F  
 アクサダイレクト生命カスタマーサービスセンター ☎0120-953-831  
 <受付時間> 月～金 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00  
 年末年始の当社休業日を除く

→ アクサダイレクト生命ホームページ [www.axa-direct-life.co.jp](http://www.axa-direct-life.co.jp)

募集代理店



ほけんの窓口グループ株式会社 通販事業課

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル3階  
 TEL 0120-497-721  
 受付時間 9:00～17:30